

# Z世代アイデアコンテスト伴走支援等業務委託 仕様書案

## 1 業務名

Z世代アイデアコンテスト伴走支援等業務

## 2 業務目的

「日本一若者を応援するまち・北九州市」の実現を目指し、若者の自由な発想や提案を実現させるための教育や伴走支援等を行い、若者のチャレンジを支援する。

若者(個人・グループ)から、新規性や独創性があり、北九州市を舞台に街の活性化につながる具体的なチャレンジを募集し、採択された若者に対して、専門家による伴走型アドバイス等を行い、書類作成からアイデアを実現するまでを支援するもの。

## 3 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

## 4 業務内容

### (1) 事務局の設置及び事業実施スケジュールの策定

- ア 本プロジェクトを効率的に進めていくため、市や若者の窓口となる事務局を設置すること
- イ 全体の事業実施スケジュールを策定し、市と協議すること

### (2) Z世代アイデアコンテスト実施に向けて

ア 若者の自由な発想や提案を募集するにあたり、以下の作業を行うこと。

(ア) 申請に先立つ相談会を実施すること

※原則、申請する若者と事務局が申請書の提出に先立ち面会する機会(対面・オンライン)を設け、本事業の目的やイメージを共有し、より良い事業アイデアの申請につなげることを目的とする(アイデアの壁打ち、企画案の磨き上げなど)

(イ) 申請を受け付けすること(WEB フォームやメールなど)

(ウ) 随時相談を受け付け、対応すること(オンライン可)

イ コンテスト実施にあたり、以下の作業を行うこと。なお、コンテストの審査は、第一段階として書面審査を行い、次に第二段階として外部審査員による実地コンテストを想定している。

(ア) 書面審査を実施し、申請者に通知するなど事務を行うこと

(イ) 書面審査通過者(実地コンテスト出場者)に対して、プレゼンテーション等の指導を2回以上実施すること

(ウ) 実地コンテストの審査員案を選定、調整すること

a 審査員は、若者の自由な発想や提案に対して、常識や既成概念にとらわれず審査していただくため、「自らが既成概念にとらわれず、チャレンジを続けている者」など、市と協議の上決定すること。

b 実地コンテストにかかる審査員の旅費と謝礼金を審査員へ支払うこと。

### (3) 採択者の実行支援

ア コンテスト採択者の実行支援をするための対応を行うこと。

(ア) 採択者からの相談対応等

- a 採択者の取組テーマに関する課題整理や採択者の取組テーマに関連する類似事例の紹介、各種制度・セミナー等の情報収集及び提供を行うこと。
- b 採択者の企画の実現に向けた人的ネットワークの形成支援をすること。
- c 採択者へは、本業務とは別途、市から補助金を支出するため、その補助金を含めた資金計画、支払計画等の伴走支援をおこなうこと。
- d その他、随時相談を受け付け、対応すること(オンライン可)

(イ) 実践的な視点で助言することができるアドバイザー・メンターの派遣

- a アドバイザー・メンターの選定及び採択者とのマッチングにあたっては、採択者が希望するテーマや目的、取組段階に配慮したものとし、その人選についても、経済・文化活動などで高い専門性と実績を有する者、創業支援に習熟している者など、実践的な視点で助言できる者を選定すること。
- b 派遣の頻度は、採択者1名につき1回以上とする。
- c 派遣当日の現地におけるコーディネート業務
- d アドバイザー・メンターへの謝礼金・旅費等の支払
- e 採択者とアドバイザー・メンター、事務局が日々進捗確認できる体制構築を行う

### (4) 記録用素材として、静止画の撮影

本事業の記録用素材として静止画の撮影を行うこと。撮影した静止画は、市ホームページほか、各種メディアに提供、掲載できるものとし、撮影する内容は、実地コンテスト、採択者の事業実施状況など、5回程度を想定する。

### (5) 応募者等を対象としたアンケート調査の実施

本事業の効果検証を目的に、応募者等を対象としたアンケート調査を実施し、価値感・意識の変化、その他Z世代の特徴がわかる分析をすること。

### (6) 業務完了報告書の作成

上記(1)から(3)、(5)までの実施、分析結果及び本事業の改善を要する事項等に関する提案等について、報告書にまとめること。

## 5 留意事項

- (1) 本事業にかかるスケジュール及び人員体制等を、本仕様書及び企画内容の提案書に基づき作成し、提出すること。
- (2) 本事業(Z世代アイデアコンテスト)の採択目標数・・・3件程度
- (3) 本事業は、対象分野を限定せず、若者ならではの新規性や独創性がある取組や、これまで取り組まれてこなかった分野への挑戦など、次代を担う若者のチャレンジを支援するもので

あることから、採択者の意向を尊重した支援内容とするよう工夫すること。

- (4) 本事業における相談対応やプレゼン指導等については、現地参加及び対面形式を基本とするが、現地参加が困難な者へは、オンラインで対応すること。
- (5) 本仕様書の4(2)(3)で定める業務については、都度、協議記録等を作成すること。
- (6) Z世代アイデアコンテストにかかる情報を掲載するための特設サイト開設、若者からの申請数を増やすためのSNS広告は本仕様には含まない。
- (7) 実地コンテストの会場の選定、設営、当日運営に関する業務は本仕様には含まない。

## 6 成果品

- (1) 4(4)画像データ
- (2) 4(5)アンケート分析結果及びデータ
- (3) 4(6)報告書1部及び原稿データ

## 7 業務履行にあたっての留意事項

- (1) 受注者は、業務により知り得た情報については守秘義務を負う。
- (2) 本業務により作成した報告書等の著作権、著作権は本市に帰属するものとし、市の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。また、報告書作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。
- (3) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、できる限り本市内事業者を活用することとし、市に書面により事前に申請し、承認を得なければならない。
- (4) 市が提供する情報・資料等について、本市の許可なく第三者に流布してはならない。また、情報セキュリティ基本方針に準じて、当該情報資産を取り扱う旨本市と誓約書を交わし、遵守すること。
- (5) 受注者の業務履行及び対面による相談対応やマッチング等に必要となる場所について使用料等が生じる場合は、受注者が負担する。なお、当該使用料は、市が負担する委託料に含むことができることとする。
- (6) 仕様書に定めのない事項、または業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、市と協議し、指示に従わなければならない。

## 8 契約期間及び委託料の支払い等

- (1) 市は、受注者から委託料の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に運営事業者に支払うものとする。
- (2) 委託料の請求及び支払いは、業務の履行状況を市が確認した後に行うこととする。ただし、市が認めた場合に限り、その他の方法によることができる。